

平成26年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成26年2月10日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会



## 平成26年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成26年2月10日（月）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 請願第1号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第 5 請願第2号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願
- 日程第 6 請願第3号 後期高齢者医療制度における資格証明書、特定健診、肺炎球菌ワクチン接種等に関する請願
- 日程第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約)
- 日程第 8 議案第1号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第2号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第5号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第6号 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第14 議案第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第15 議案第8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から
- 日程第15 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてまで

出席議員（27名）

1番	山本宏一君	2番	松本哲郎君
3番	磯崎誠治君	4番	松本健一君
5番	中谷桂三君	6番	松本隆史君
7番	松下泰子君	8番	福田讓君
9番	榎本喜之君	11番	上北よしえ君
12番	東芝弘明君	13番	梅下友楠君
14番	所順子君	15番	松本典久君
16番	中谷智代治君	18番	中西満寿美君
20番	上野論君	21番	堀口晴生君
22番	田中昭彦君	23番	柏木道生君
25番	大石哲雄君	26番	岡本克敏君
27番	森本隆夫君	28番	三原勝利君
29番	尾崎やよい君	30番	久保學君
31番	沼谷美次君		

欠席議員（3名）

10番	松下元君	19番	金崎昭仁君
24番	南勝弥君		

欠員（1名）

17番

説明のための出席者

広域連合長	中 芝 正 幸 君	副広域連合長	木 下 善 之 君
副広域連合長	奥 田 貢 君		
		事務局次長	
事務局長	高 橋 久 晴 君	業務課長	伊 都 勇 次 君
		事務取扱	
事務局次長	橋 本 勝 志 君	総務課長	谷垣内 淑 一 君
総務課 課長補佐	宗 浩 二 君	業務課 課長補佐	池 本 收 児 君
業務課 主 査	海 堀 邦 光 君	総務課 主 査	池 田 正 樹 君

事務局職員出席者

書記長	北 川 雅 祥	書 記	中 田 真 弘
-----	---------	-----	---------

午後1時00分 開議

○議長 定刻になりました。ただ今から平成26年2月10日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に太地町の三原勝利君、印南町の堀口晴生君、有田市の中谷桂三君、北山村の久保學君、紀の川市の榎本喜之君が選出されました。

仮議席は、ただ今御着席の議席と指定します。

日程に入る前に先立ち、広域連合長から招集のあいさつのための発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、中芝正幸君。

〔連合長 中芝正幸君 登壇〕

○連合長 皆さんこんにちは。広域連合長、岩出市長の中芝でございます。開会に当たりまして、まず、お詫びを申し上げます。

午前中の全員協議会の「その他報告」におきまして、高橋事務局長の方から、議案第1号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」議案書の差し替えをお願いをいたしました。

事務局側の不手際により、議員の皆様にご迷惑をお掛けしたことににつきまして、心からお詫びを申し上げます。今後このような事が生じることの無いよう、事務局一同、心を引き締めて業務にあたるよう指導してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

さて、議員の皆様におかれましては何かとご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素は本広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆さんすでにご承知のように、後期高齢者医療制度は、昨年8月、社会保障制度改革国民会議が「後期高齢者医療制度について、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当。」という検討結果を政府に報告したのに基づき、閣議を経て存続が決定いたしました。

この決定を受けて、保険者である私ども広域連合では、構成30市町村との連携を図る中で、被保険者の方々を初め、住民にとって今まで以上に分かりやすく、利用しやすい

い制度運営を目指して日々業務を進めております。

さて、本2月定例会では、平成26年度及び27年度の保険料率改定に伴う「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」のほか、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算や、平成26年度一般会計予算及び特別会計予算等の諸議案を上程させていただいております。

議員の皆さんにおかれましては、なにとぞ慎重審議のうえ、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において9番榎本喜之君、及び21番堀口晴生君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長 次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成26年1月27日付・和広第258号、2月5日付・和広第271号、2月7日付・和広第277号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成25年7月25日付、和広監第4号、及び第5号、同年8月27日付、和広監第6号、同年9月25日付、和広監第7号、同年10月21日付、和広監第8号、同年11月27日付、和広監第9号、同年12月27日付、和広監第10号、平成26年1月27日付、和広監第11号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」から日程

第6、請願第3号「後期高齢者医療制度における資格証明書、特定健診、肺炎球菌ワクチン接種等に関する請願」までの3件を一括議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

12番、東芝弘明君。

〔12番 東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 3つの請願について、一括提案をさせていただきます。

まず最初は、後期高齢者医療制度に関する請願でございます。

読み上げつつ、補足説明を行って提案させていただきます。

請願趣旨は後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、元の制度に戻すよう政府に意見書を提出してくださいというものです。

請願理由は、私たちは後期高齢者医療制度について、制度発足当初から命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであると批判し、制度の廃止を求めて運動してきました。75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えています。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞納している高齢者は全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は毎年増え続けています。保険証が手元に来ない人も生まれています。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的欠陥は明らかです。後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の制度に戻すしかありません。制度発足以来多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねてきたところです。年金支給額の切り下げや、介護保険料の大幅引き上げが予想され、暮らし向きはますます厳しくなります。私たちは後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、元の制度に戻すよう、政府に意見書を提出するよう請願します。貴職が高齢者の暮らしと心情に寄り添い、取り計らわれるようお願いいたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を年齢で区別し、別枠の保険制度に囲い込んで、保険料負担を強いるとともに医療費の一部負担を課す制度です。この制度を導入することによって全国的に広がっていた老人医療費の無料化制度が根本からこわされてしまいました。しかも、75歳以上の方々に増大する医療費に伴って保険料の負担が増えるように、保険料を2年ごとに見直す仕組みを盛り込みました。その結果、被保険者が増え、医療費総額が増大するたびに保険料が引き上げられることになりました。この制度は、先進国には全く例のない差別医療だということです。和歌山県広域連合の平成26年度保険料改定によって、年金収入が220万円を超えると保険料は、10万2、

000円になりました。軽減制度にかからない人の負担は極めて重いということです。高齢者は年金の給付削減と消費税増税に苦しめられるとともに、高齢に伴って起こる様々な病気に苦しめられて生きているのではないのでしょうか。社会全体で支えていた高齢者医療を元に戻すことは、この国のあり方の根本問題の1つです。結局、高齢者に対する負担増は若い世代に負担を強いることになります。自分たちだけで生活している夫婦2人暮らしや1人暮らしの高齢者の方で年金の少ない方々にとっては、お金の問題で医療にかかれないという深刻な事態さえ生み出しています。議員は高齢者の生活実態に心を砕く必要があります。広域連合の資料が皆さんの手元にもいっていると思うんですが、事前の説明のあった資料の保険料率案についてというものの10ページのところ、お持ちの方はご覧いただきたいんですが、9割軽減の方が25%、8.5割軽減の方が17.78%あります。この2つの軽減を受けている人々は66,153人、全体の中で42.78%を占めています。これらの方々は1人暮らしの場合、年金は160万円以下ないし80万円以下の方々です。5割軽減と2割軽減の方を加えると軽減対象者は53.06%を占めています。しかも4人に1人は全体の中で9割軽減の方々であり、このランクの人々が最も多いということです。高齢者の生活実態は極めて厳しいということです。導入時、厚生省老人医療企画室長補佐が、医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者に自分の感覚で感じとっていただくという説明を行いました。このような発想は高齢者の生活実態を全く見ないものだったと言わなければなりません。高齢者を敬い、社会全体で高齢者を支え、医療費を無料にして医療に対する不安をできる限り取り除く。これが後期高齢者医療制度ができる以前の姿であり、高齢者にとって優しい制度でした。高齢者に優しい制度は日本社会を優しい社会にする土台になっていました。この制度に戻すことを心から訴えるものでございます。

請願第2号の説明を行います。後期高齢者医療制度の保険料に関する請願でございます。

請願趣旨1 次年度以降の後期高齢者医療制度保険料を引き上げないこと、同時に一部負担金減免の拡充を行うこと。

請願理由 2013年12月18日に開催された平成25年度第1回和歌山県後期高齢者医療制度懇話会では、平成26、27年度の保険料率改定について、負担増が避けられない状況であることが示されました。高齢者の生活は、今年10月からの年金支給額の引き下げ、消費税の増税、介護保険料の引き上げ等によって2014年以降さらに所得が減少することは明白です。負担増が引き起こす滞納と受診抑制を危惧していま

す。私たちは次年度以降の後期高齢者医療制度の保険料を引き上げないこと、同時に一部負担金の減免を拡充することを求めます。貴職が保険料の改定にあたって、高齢者の暮らしと心情に寄り添い取り計らわれるようお願いします。

補足説明を行います。

保険料を値上げしないで据え置くことは可能かどうか。これが本日の広域連合議会の一番中心的な命題だと思います。このことを見極める必要があります。平成20年から始まった後期高齢者医療制度は2年後の平成22年度の時に保険料を据え置きました。このときは剰余金を取り崩し、さらに国と県、広域連合が3分の1ずつ負担して作った財政安定化基金を2億1,500万円取り崩すという考え方を採用しました。この2年後の平成24年度は準備基金と決算剰余金18億円を投入し、さらに財政安定化基金6億5,000万円を投入する計画でした。これによって1人当たりの保険料は、932円アップに抑えられました。6億5,000万円投入効果は、1,542円の抑制になるという見通しでした。過去2回の保険料改定の時は、いずれも財政安定化基金を活用し保険料の抑制を図ったということです。平成22年度の時の財政安定化基金の残高は9億6,361万3,300円でした。平成24年度の財政安定化基金の残高は、16億4,608万円でした。現在、財政安定化基金の残高は19億9,491万5,000円です。仮に、保険料を据え置くために7億円の取り崩しが必要だとしても、財政安定化基金は13億円程度残ります。この基金を活用すれば、十分保険料の据え置きはできるということです。このことを中心に、この請願については判断をしていただきたいというふうに思います。

請願第3号の趣旨説明を行います。

後期高齢者医療制度における資格証明書、特定健診、肺炎球菌ワクチン接種等に関する請願。

請願趣旨 1 受診の機会を奪う資格証明書を発行しないようにすること。2 特定健診を無料にし、集団検診を実施すること。3 保険料の滞納者に対し差し押さえをしないこと。4 肺炎球菌ワクチン接種を全額公費負担で実施すること。

請願理由 保険料の徴収は年金からの天引きを基本としています。この制度は75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料引き上げに跳ね返る仕掛けになっており、その結果、保険料を払いきれない滞納高齢者、短期保険証の交付者数が増加しています。高齢者を必要な医療から排除する深刻な事態が生み出されています。年齢で線引きし、医療にかかることが罪悪であるような気持ちを高齢者に抱かせ、長寿を祝う日

本社会の文化をも否定する後期高齢者医療制度は、本当に罪深い制度だと言わざるを得ません。今も毎日75歳の誕生日を迎える人がいます。制度が続けば続くほど悲しい思いをする高齢者を増やすだけです。保健事業について、平成24年度第1回和歌山県後期高齢者医療制度懇話会では、肺炎球菌ワクチン予防接種事業を平成25年度事業として補正予算対応で実施できるよう計画している等、新たな事業についても説明されています。平成25年度第1回和歌山県後期高齢者医療制度懇話会において、後期高齢者の検診受診率は、平成22年度で和歌山県は5%程度、全国平均23%程度と非常に低い。ため、改善が必要と議論されています。消費税の増税、年金支給額の切り下げや介護保険料の大幅引き上げで暮らし向きはますます厳しくなります。私たちは上記の請願趣旨の4点についてお願いします。貴職が高齢者の健康、そして暮らしと心情に寄り添い、取り計らわれるようお願いいたします。

補足説明を行います。

1つは、資格証明書についてです。資格証明書の発行はしないという態度を広域連合はとっております。これは評価のできる態度だと思っています。この姿勢を堅持してほしいということがございます。2つ目は、特定健診を無料にするという点についてです。平成25年度の平均被保険者数は14万8,581人です。検診を受けた人は5%です。人数にすれば7,430人程度ですから、600円の自己負担を0にするのに必要な予算は445万8,000円です。仮に、受診率が引きあがって10%になったとしても900万円弱の予算で実現できます。この点から言えば、自己負担0は可能だと思います。また、集団検診を各自治体で実現することについては、もう少し当局とのやり取りを必要とするとは思いますが、工夫をすれば、それも実現可能だと思っています。3つ目ですが、保険料の滞納者に対し、差し押さえをしないという点についてです。これを実現するのは、各市町村です。しかし、広域連合の議会がこの請願を採択すれば、連合自治体の議会の意思をアピールできるので、差し押さえを抑制する力になります。普通徴収の方というのは、介護保険料と後期高齢者医療保険料の両方を天引きすると、年金が半分以下になる方々及び年金額が年間18万円以下の方がそのほとんどを占めています。そもそも年金収入の少ない方が、普通徴収の対象になっているということです。高齢化に伴って制度がなかなか理解されていない問題も横たわっています。このような事情を踏まえて、滞納があっても差し押さえしないという判断を自治体は行ってほしいと、そのことに力をお貸しいただきたいという趣旨だと思います。4点目は肺炎球菌ワクチン接種についてでございます。接種について制度を導入したことは、積極的に評価

したいと思います。請願は、今後の課題として自己負担なしにこの接種を行うことを求めています。今年度の実施は7月以降だと聞いております。まだ実施まで時間がありますので、自己負担なしの実施をさらに検討していただきたいと思います。また、もし一度にこのことが実施できにくいのであれば、今年度の実施を踏まえて、自己負担なしに踏み切るよう検討していただきたい。私はこの請願をこのように理解しております。何卒、議員の皆さんの前向きで積極的な受け止めをしていただいて、この3件の請願を採択していただけるよう心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で、説明が終わりました。

この際、ただいま議題となっている3件のうち、まず、日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」の質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

18番、中西満寿美君。

○中西議員 賛成する立場で意見を少し述べさせていただきます。

先ほども紹介議員の趣旨説明で述べられましたように、後期高齢者医療制度っていうのは、平成20年の4月から始まったわけですが、その前の、なぜそれが作られる前に、75歳以上でなぜこれを区切るのか、その年齢で区切るのか、こういうことに対しまして、厚生労働省の社会保障審議会後期高齢者の医療の在り方に関する特別部会というところで、75歳以上というのは他の世代と違うんやと、こんな特性を持つてるんやということで、1つは、老化に伴う治療の長期化、複数の慢性疾患、2つ目が、認知症が多い、3つ目が、いずれ死を迎える、こういうふうな特性を持つてるから別枠にするんだと、このように説明をされました。非常にこの75歳以上の方に対して失礼ではないかと思います。それから2008年、平成20年の1月の18日に石川県で老人医療企画室室長補佐という人が講演を行いました。これが先ほど紹介議員の説明にもありましたが、こういう制度を導入するのは、将来60兆円にもなる医療費を抑制すること、医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくこと、こういうことでこの制度の狙いというのを説明をして、非常にあからさまにわかりやすいことだと思います。つまり、75歳以上の人口が増え、医療費が増加す

る、それに応じて際限なく保険料が値上がりしていく、こういう制度であるわけですね。だから、これはもうこの制度を続けていく限り、保険料を2年ごとに値上げをしていかなしょうない、こういう制度になっているわけです。この制度が作られたときに、私はこんな話を高齢者の方から聞きました。「私らもう若いもののお荷物になってるんやから、もうはよう死ななあかんのかな」とか、あるいは91歳のおばあちゃんを看ている孫の方から「おばあちゃんが気兼ねをして、おむつの変える回数減らそか」と、こういうふうなことを言った。長く生きてこられた高齢者にこんな思いをさせる。こんなことでいいんでしょうか。日本は昔から、喜寿、米寿、白寿、こういうふうにして、寿命、長く生きるっていうことをみんなでお祝いをしてきた。それをこのような制度で台無しにしていく、こんなことはもう止めにしてはどうかなと思います。ここでは廃止し元の老人保健制度に戻すということです、ぜひこのような意見を国にあげていただきたい。将来考えてみますと2025年頃には、あと10年ぐらいたった後には、いわゆる団塊の世代という方々が75歳以上になっていくわけです。そういう人がもうどっと増えてきますと、どんなに保険料が上がるか。それから高齢者っていうのは、私も、私はまだ後期高齢者ではないんですけれども、60歳代ではほとんど病院は行きませんでした。70を超えますとやっぱりあちこち故障が出てくる、これが生きた人間の姿ではないでしょうか。そういう方々をみんなで支えていく、こういう制度っていうのが今求められているのではないかと思いますので、ぜひこの請願の採択をお願いしたいと思います。

○議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　お座りください。

起立少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第5、請願第2号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」の質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長 18番、中西満寿美君

○中西議員 保険料の値上がり、先ほど紹介議員の説明にもありましたように、安定化基金7億円を投入することによって、維持できると、保険料をそのままにできる、これは、このことをなぜかと言いますと、すでに2010年ですね、先ほども言われましたように、安定化基金の投入によって、アップを無くして0%にしたことがあります。そういうことを実際やってるわけですから、今回何でその安定化基金を投入しないのかということ、わからないわけですが、そのことによって、ぜひ保険料の値上げっていうのを止めていただきたいということです。この前、7月の議会でいただいた資料を見ますと、この和歌山県の、5月31日現在ですけど、去年の、滞納者が1,511人あります。それから短期保険証の交付者280人、これは4月1日、平成25年4月1日の資料ですが、それから滞納の状況がどうかという、そういう資料を見ますと、1番滞納の多いのは所得が0の階層で52.95%、それから2番目が1円から50万円の所得の人で11.45%、それから50万1円から100万の階層で10.46%、このように0から100万の間の非常に低所得の人たちで滞納者の75%ぐらいこの人たちが占めてるわけですね。だから僅かだということを言われますけれども、保険料の値上がりがまたこうした低所得の人の滞納を増やしていくのではないかと、お金がなかったらしょうないですけども、安定化基金というのが約20億もあるわけですから、それを一部取り崩す、取り崩すと言いましてもこの3分の1は保険料から出ていると思うんですね。だからその部分だけでも投入をして保険料のアップを止めていただきたいという請願、ぜひ採択をしていただけたらと思います。

○議長 ほかに討論はありませんか。

9番、榎本喜之君。

○榎本議員 9番、榎本です。

この請願につきましてですけども、先ほどの請願1号と請願者が同じであります。同じ請願者が内容の違う請願を2つ出されてるというようなふうに私は捉えております。片一方は制度を無くしなさい、片一方は制度があることを認め、保険料の改定をしないでくださいと、こういうことを同じ人が言うてるのを、請願者の趣旨がわかりかねますので、私はこういう場合は審議しなくてもいいんじゃないかと思えます。

○議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決します。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第6、請願第3号「後期高齢者医療制度における資格証明書、特定健診、肺炎球菌ワクチン接種等に関する請願」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立少数。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第15号、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」までの9件を一括議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

○議長 広域連合長、中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○連合長 それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要を一括して説明いたします。

まず、承認第1号につきましては、「和歌山県市町村総合事務組合規約」の一部を改正する規約について、平成25年8月1日付で専決したことについて承認を求めるものでございます。

議案第1号・議案第2号につきましては、平成25年度補正予算関係でございます。

一般会計におきまして1億6,331万9,000円、特別会計におきまして20億8,224万1,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第3号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成26年度及び27年度の保険料を定めるとともに、保険料の賦課限度額、保険料の負担軽減措置の延長などについて所要の改正を行うものでございます。

議案第4号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきましては、保険料負担の軽減措置の継続に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第5号・第6号につきましては、平成26年度当初予算関係でございます。

平成26年度の予算規模は、一般会計で20億2,878万2,000円、特別会計で1,316億2,591万5,000円でございます。

議案第7号につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員である小川誠司氏が、本年3月29日をもって任期満了となるため、新たに森薫満氏を公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、現職の弁護士であり、平成12年には和歌山弁護士会会長、平成17年には和歌山県収用委員会会長に就任されるなど、司法職のみならず行政にも深い関わりを持たれていることなどから、本広域連合の公平委員会委員として適任であると考えます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市岡山丁37番地、昭和25年8月4日生まれでございます。

何卒、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号につきましては、本広域連合の副広域連合長に、中山正隆有田川町長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆さんにおかれましては慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長 高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 事務局長の高橋でございます。

それでは補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、和歌山県市町村総合事務組合に「紀南環境広域施設組合」を昨年8月1日付で加入させるため、和歌山県市町村総合事務組合規約の一部変更について、広域連合長において専決処分いたしましたので、これを報告するとともに、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、議案書3ページ別表第1の左表、及び5ページ別表第2の左表に、下線でお示ししております。

次に、議案第1号及び第2号の「平成25年度補正予算関係」についてご説明いたします。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第1号は、平成25年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入、歳出にそれぞれ1億6,331万9,000円を追加し、歳入、歳出それぞれの総額を12億3,497万1,000円とするものでございます。

予算の内容については、7ページ、8ページに「款」「項」ごとに計上してございますが、9ページ及び10ページの事項別明細書により、目ごとに説明させていただきます。

まずは9ページをお開き願います。

歳入でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金14万6,000円の増額は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 民生費県負担金14万5,000円の増額は、保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第5款 繰入金、第2項 その他会計繰入金、第1目 特別会計繰入金1億1,756万1,000円は、「市町村事務費分賦金」の剰余金を繰り入れるものでございます。

第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金4,546万7,000円の増額は、前年度の繰越金を、主に財政調整基金へ積み立てる財源として補正するものでござい

す。

10ページをお開き願います。

続きまして歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費3万2,000円の増額は、臨時職員の賃金の精算によるものでございます。

同第3目 財政調整基金費1億6,299万6,000円の増額は、昨年7月に条例制定した財政調整基金に積み立てるためのものでございます。

第3款 民生費、第1項 老人福祉費、第1目 後期高齢者医療費29万1,000円は、保険料不均一賦課繰出金の確定に伴う増額補正でございます。

11ページをお開き願います。

続きまして、議案第2号、平成25年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入、歳出にそれぞれ20億8,224万1,000円を追加し、歳入、歳出それぞれの総額を1,339億470万7,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、12ページ及び13ページに「款」「項」ごとに計上してございますが、14ページから17ページまでの事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

14ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金2,035万3,000円の減額は、前年度療養給付費負担金の精算、及び保険料の法定軽減措置の財源補填額の確定によるものでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第2目 高額医療費負担金921万7,000円の増額は、前年度負担分の精算によるものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 高額医療費負担金921万7,000円の増額は、前年度負担分の精算によるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金47万8,000円の増額は、基金運用益の実績見込みによるものでございます。

続きまして15ページをお願いします。

第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金29万1,000円の増額は、保険料不均一賦課負担金の確定に伴うものでございます。

第3目 基金繰入金3,065万2,000円の減額は、繰り入れ見込みによるもの

でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金21億1,404万3,000円の増額は、国庫支出金等返還金、及び給付費準備基金積立の財源として受け入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費16億737万5,000円は、役務費において郵送料及び専用回線利用料など通信費で599万4,000円の減額、委託料において作業委託や代行業務委託で3,419万7,000円の減額、償還金利子及び割引料において国庫支出金等返還金で16億4,756万6,000円の増額で、差引16億737万5,000円の増額補正となっております。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第3目 審査支払手数料6,819万9,000円の減額は、審査支払手数料の単価変更によるものでございます。

第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費660万円の増額は、現在までの実績に基づく見込み増によるものでございます。

第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金4億1,890万4,000円は、保険料等負担金の剰余金及び基金運用益の実績見込みによる増額補正でございます。

第8款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金1億1,756万1,000円の増額は、市町村事務費分賦金の剰余金を、財政調整基金に積み立てるために繰り出すものでございます。

次に、議案第3号から議案第4号までを一括してご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

議案第3号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律、第104条第3項の規定に基づき、平成26年度及び27年度の保険料等を定めるとともに、政令改正に伴う保険料の賦課限度額の引き上げ、及び均等割額軽減要件の見直し、国の財源措置延長に伴う保険料特例軽減措置の延長等に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、20ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、平成26年、27年度に係る保険料率等の改定でございますが、第8条は、所

得割率を「100分の8.28」から「100分の8.55」に、第9条は均等割額を4万3,271円から4万4,730円に改めるものでございます。

次に、第12条は賦課限度額を55万から57万円に改めるものでございます。

次に、第16条第1項第2号は、均等割額5割軽減の基準額算出に用いる被保険者数について、世帯主である被保険者は除かれておりましたが、これを除かないように改めるものでございます。

続きまして、第3号は均等割額2割軽減の基準額算出に用いる基本額を35万円から45万円に改めるものでございます。

続きまして、附則第25条から第27条まででございますが、これは平成26年度においても、国が現行と同様の保険料特例軽減に係る財源を予算措置したのに伴い、附則第26条において被用者保険の被扶養者であった方に係る均等割額の9割軽減を、附則第27条においては所得の低い方に係る均等割額の8.5割軽減を実施するための規定を定めるとともに、附則第25条において平成26年度における賦課総額の算定に、これらの特例軽減を適用することについて規定するものでございます。

23ページをお願いします。

議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号でご説明いたしました保険料特例軽減措置の継続に伴い、基金の取り崩し要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、25ページの新旧対照表をご覧ください。

第6条では当該基金を処分することができる要件を定めてございます。

まず、第1号でございますが、議案第3号でご説明いたしました附則第26条に規定する平成26年度における被用者保険の被扶養者であった方に係る軽減を、要件に追加するものでございます。

次に、第6号でございますが、議案第3号でご説明いたしました附則第27条に規定する平成26年度における所得の低い方に係る8.5割軽減を要件に追加するものでございます。

続きまして附則第2条でございますが、当該条例の失効期日を平成27年3月31日まで1年間延長するものでございます。

それでは、議案第5号、第6号「平成26年度当初予算関係」についてご説明申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第5号は「平成26年度一般会計予算」で、歳入、歳出予算の総額を、それぞれ20億2,878万2,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、27ページ及び28ページの「第1表歳入歳出予算」に、款・項ごとに計上しておりますが、「歳入歳出 事項別明細書」によりましてご説明させていただきます。

29ページをお願いいたします。

予算の概略でございます。

「1総括」、歳入でございます。

前年度比較で、9億6,325万円の増額となっております。

この主な要因は、保険料軽減策実施に伴う国からの交付金の受け入れ時期変更によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第3款 民生費において、ただいま歳入でご説明させていただいた「後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を、積み立てるための「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」を計上しております。民生費で9億1,308万7,000円の増額となっております。

それでは、予算の詳細について、「目」ごとに説明させていただきます。

31ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金1億7,695万5,000円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費を、構成市町村に負担していただくものでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 民生費国庫補助金9億2,431万8,000円は、「後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」で、先程「1総括」でご説明させていただいたように、本年度から当初予算で計上いたしております。

次の民生費国庫負担金については、26年度から保険料の不均一賦課が無くなるため、計上いたしておりません。

次に、第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金115万円

は、「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」及び「財政調整基金積立金」の原資運用に係る預金利子でございます。

32ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金9億2,631万8,000円は、保険料軽減策等の実施について、国から交付される財源を繰り入れるものでございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1,000円、第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子1,000円はそれぞれ「費目とり」でございます。

第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入3万9,000円は臨時職員の雇用保険料自己負担分等でございます。

33ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金については、保険料不均一賦課が終了となるため、計上いたしておりません。

34ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費239万円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

35ページをお願いします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費1億7,371万円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。

なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、42ページから44ページまでを参照下さい。

戻っていただきまして、一般管理費の主なものは、37ページをお願いいたします。

事務局事務所の借上げ等に係る、14節 使用料及び賃借料1,815万円、及び、派遣職員の給与等に係る、19節 負担金補助及び交付金1億3,081万2,000円でございます。

38ページをお開き願います。

第2目 公平委員会費4万1,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

第3目 財政調整基金費15万円は、財政調整基金の運用益を、基金に積み立てるものでございます。

39ページをお願いいたします。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費6万5,000円は、選挙管理事務に要する諸経費、第2目 広域連合長選挙費1万3,000円は、連合長選挙に要する諸経費、第3目 広域連合議会議員選挙費1万円は、広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

40ページをお開き願います。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費16万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款 民生費、第1項 老人福祉費、第1目 後期高齢者医療費9億2,531万8,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例交付金、及び臨時特例基金の運用益を基金に積み立てるものでございます。

第4款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子10万円は費目とりで、一時借入金借入れに伴う利子分でございます。

41ページをお願いします。

第5款 諸支出金、第1項 特別会計繰出金、第1目 特別会計繰出金9億2,631万8,000円は、保険料軽減策等の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、50万円を計上してございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

議案第6号、平成26年度特別会計予算でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ1,316億2,591万5,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

また、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、46ページから49ページに、「第1表 歳入歳出予算」として、款・項ごとに計上してございますが、50ページからの「歳入歳出事項別明細書」によりご説明いたします。

50ページをお願いします。

まず、予算の概略でございます。

「歳入歳出予算事項別明細書 1 総括」の歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、3億3,374万1,000円の増額となっております。

51ページをお願いします。

歳出でございます。

前年度と比較して3億3,374万1,000円の増額となっております。

主なものといたしまして、第2款 保険給付費で、3億704万4,000円の増額、第5款 保健事業費で7,379万3,000円の増額となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

52ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金216億2,631万8,000円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として4億4,227万2,000円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として78億3,295万円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として104億6,388万4,000円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として28億8,721万2,000円を、それぞれ市町村に負担いただくものでございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金313億9,165万2,000円は、医療費に係る国の負担分で、第2目 高額医療費負担金4億7,004万1,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を、国が負担するものです。

53ページをお願いします。

第2項 国庫補助金、第1目 保健事業費国庫補助金4,089万円は、健康診査事業に対して交付されるものですが、事業実施方法改善による受診者増を見込んでございます。

第2目 特別高額医療費共同事業費補助金1,197万9,000円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。

第3目 調整交付金120億692万8,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図るとともに、保健事業を充実させるために交付を受けるものでございます。

第4目 保険者機能強化事業費補助金320万円は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業等に対して交付を受けるものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金104億6,388万4,000円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目 高額医療費負担金4億7,004万1,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を県が負担するものでございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金532億5,970万8,000円は、国保及び被用者保険からの保険給付に係る支援金でございます。

54ページをお開き願います。

第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金2,770万4,000円は、特に高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるため交付されるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金200万円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資の運用益でございます。

第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金9億2,631万8,000円は、保険料軽減措置等に伴う財源として、第2目 基金繰入金7億2,978万円は、保険料率抑制に伴う医療費不足分を、基金から繰り入れるものでございます。

55ページをお願いいたします。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1,000円は費目とりでございます。

第9款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金1,000円、第2目 加算金1,000円は、ともに費目とりでございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子1,000円も費目とりでございます。

56ページをお開き願います。

第3項 雑入、第1目 返納金3,408万円は、不当利得の返納金でございます。

第2目 雑入1,000円は、費目とりでございます。

第3目 第三者納付金1億6,138万7,000円は、交通事故等での保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付していただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。

57ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費4億4,672万8,000円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。

主なものは、13節 委託料で、電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、58ページをお願いします。

レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、レセプトの資格・給付確認並びに統計資料作成等を行う保険者事務執行業務委託料などに3億4,501万4,000円、14節 使用料及び賃借料で、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料といたしまして、5,907万2,000円でございます。

59ページをお願いいたします。

第2項 賦課徴収費、第1目 賦課徴収費39万6,000円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費1,268億9,167万5,000円は、医科、歯科、調剤、食事生活療養費、訪問看護に係る保険給付でございます。

第2目 療養費20億84万6,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付でございます。

第3目 審査支払手数料2億9,625万7,000円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。

60ページをお開き願います。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費11億7,007万7,000円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目 高額介護合算療養費 1億2,392万1,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費3億840万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものでございます。

第4項 その他医療費、第1目 その他医療費50万円は、災害で被災された方等の一部負担金等の減免に伴うものでございます。

第3款 財政安定化基金拠出金、第1項 財政安定化基金拠出金、第1目 財政安定化基金拠出金5,626万2,000円は、後期高齢者医療制度の保険料徴収率の低下

や医療費の急増による財源不足に備えるために和歌山県に設置されている同基金への拠出金でございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金4,084万7,000円は、歳入のところで説明いたしました、特に高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む「特別高額医療費共同事業」に拠出するものでございます。

また、その事務費として、第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万6,000円を拠出することにしております。

62ページをお開き願います。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費2億5,190万4,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。

主なものは、13節 委託料で、健康診査実施医療機関への健診、受診者データの管理を委託するための経費として2億1,362万8,000円を計上いたしております。

なお、26年度からは、受診率の向上に繋げるため、これまで希望者にのみ送付していた受診券を、被保険者全員に送付いたします。

また、19節 負担金補助及び交付金においては、「人間ドック等補助金」に加え、新規事業として「肺炎球菌ワクチン接種補助金」を実施することとし、3,801万2,000円を計上いたしております。

第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金200万円は、同基金の原資運用益を積み立てるものでございます。

63ページをお願いします。

第7款 公債費、第1項 公債費、第1目 利子600万円は、一時借入金の利子でございます。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金1,000万円は、保険料の過誤納に伴う還付金として市町村に交付するものでございます。

第2目 償還金1,000円は、費目とりで、第3目 還付加算金は、前年度と同様1万5,000円を計上してございます。

第9款 第1項 第1目 予備費につきましても、前年度と同様2,000万円を計上してございます。

なお、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議

会の同意を求めることについて」、及び、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」につきましては、先ほど連合長から説明いただいた通りでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

会議中ではありますが、2時35分まで休憩いたします。

〔午後2時20分休憩〕

〔午後2時35分再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ただいま議題となっている9件のうち、まず、日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 ありがとうございます。全員起立であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第1号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 10ページをご覧ください。財政調整基金についてお尋ねをいたします。

財政調整基金は、保険料の抑制に使えないという説明が事前の説明会でございました。したがって、この基金の性格を議場で見定めたいということでございます。

歳入の特別会計繰入として1億1,756万1,000円と前年度の繰越金5,158万8,000円を主な財源にして、歳出で財政調整基金に1億6,299万6,000

0円の積み立てを行っています。このうち、特別会計からの繰入金は、特別会計の剰余金なので、保険料が原資になっているという見方ができるのではないかとことです。この財政調整基金については、条例上の規定がどうなっているのか。条例上の規定で使い道について、例えば説明のあった保険料の抑制には使えないという規定があるのであればご説明をいただきたいと。もし制限がないのであれば、この財政調整基金というのは保険料の抑制も含めて、財源として使えるのではないかとということでございます。よろしく願いいたします。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の「財政調整基金への積立のうち、特別会計からの繰入金は、保険料が原資になっているのではないか。」というご質疑についてでございます。この繰入金は電算システムの運用、医療費の差額通知等の経費として、市町村から負担いただいた[事務費分賦金]の剰余金でございまして、保険料を原資とするものではございません。

次に「条例上の規定」というご質疑でございますが、規定はございません。

広域連合の運営に必要な経費の中で、医療給付費等につきましては、国、県、市町村の公費負担金、支払基金からの交付金及び保険料を原資といたします、事務の執行に必要な経費は、事務費分賦金を原資としてございます。

それぞれ資金の性格が違いますので、決算後に、剰余金が発生した場合は、国等の公費、支払基金からの交付金は翌年度に精算、保険料は給付費準備基金に積立て、事務費分賦金は財政調整基金に積立てるものでございます。

以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 今説明のございました振り分けは、そしたら条例に根拠を持たないで、会計運営上、後期高齢者の連合が自主的に判断をして、こういう振り分けを行っているというふうな理解でよろしいですか。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質疑にお答えいたします。

条例上の規定はございません。ただ、広域連合による、後期高齢者医療広域連合とい

う機関による医療制度が確立されて、発足して以来、事務上の、運用上と申しますか、事務手続きによりまして各基金に積み立てるようにはいたしております。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 ということは僕の理解でよろしいですね。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 保険料として使えるのかというご指摘でございましたか。

すみません。運用面でそういうふうには基金に積み立てております。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第2号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 15ページをご覧いただきたいと思います。歳入の前年度繰越金2億1,404万3,000円のうち、その多くは、国庫支出金返還金1億6,756万6,000円に充てざるをえないものだと理解しています。問いたいのは、17ページです。17ページの準備基金への積立金4億1,890万4,000円と一般会計繰出金1億1,756万1,000円の振り分けについてです。この振り分けについて、何らかのルールがあればお答えください。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

「準備基金への積立金と一般会計繰出金への振り分け方について、何らかのルールがあれば」ということについてでございます。前年度繰越金には、国庫支出金等返還金の他、保険料の剰余金と市町村が負担する事務費分賦金の剰余金がございます。

剰余金を基金のそれぞれの設置目的に応じて積み立てるため、保険料の剰余金については、給付費準備基金積立金に行い、事務費分賦金の剰余金は、財政調整基金に積み立てるため一般会計繰出金に予算計上いたしております。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

18番、中西満寿美君。

○中西議員 保険料の改定についてでございますが、平成22年の改定時、平成24年の改定時共に剰余金プラス財政安定化基金ということを投入しているんですが、今回なぜ財政安定化基金を投入しないのかということと、それから、2割軽減では所得基準額を10万円引き上げた、45万円にしたということ、それから5割軽減では世帯主の、引くのを止めたということですね、そういう措置、軽減措置の拡充によってどれくらいの人数が軽減を受けたかという人数を教えてください。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 18番、中西議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の「平成22年改定、平成24年改定時共に剰余金と財政安定化基金を投入しているが、今回なぜ財政安定化基金を投入しないのか」というご質疑についてでございますが、皆様ご承知のとおり、平成21年には、政府は後期高齢者医療制度廃止の方針を打ち出しました。その後、政権交代を経て、平成25年8月に後期高齢者医療制度の存続が閣議決定されました。

過去2回の保険料率改定は、制度の先行きが不透明な中で行って参りましたが、今回の改定におきましては、制度の存続を念頭に、健全な財政運営を図るうえでも、財政安定化基金を本来の設置目的であります財源不足のリスクに備えるため、一定程度は残していく必要があると考えてございます。

次に、今回改定による一人当たり保険料額を見ますと、均等割軽減の拡充の影響もございまして、上昇率は低く抑えることができましたので、財政安定化基金の活用は行わないという判断に至った次第でございます。

なお、2年後の改定におきましては、今回以上の保険料上昇も予想されることから、必要に応じ基金を活用したいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「5割軽減、2割軽減で保険料が引き下げられるのは、それぞれ何人位か」という質疑にお答えいたします。

5割軽減、2割軽減の拡充後の平成26年度における5割軽減対象者を1万1,122人、2割軽減対象者を1万154人と見込んでございます。その内、今回の軽減拡充の影響を受ける対象者数につきましては、2割軽減から5割軽減に移行する方が6,625人、新たに2割軽減に該当することになる方が4,826人と見込んでおります。以上でございます。

○議長 18番、中西満寿美君。

○中西議員 2番目についてはよくわかりました。だいぶ軽減措置が拡充されたということですが、1番目についてですけれども、去年の12月19日付の赤旗で、厚労省が基金の、入れるなという圧力をかけたということで、高齢者に金を使うとか保険料を下げるなら国の拠出金は引き上げるとか、こういうふうな圧力をかけたという記事をちょっと読んだんですけれども、各県にそういうふうな圧力、厚労省の圧力、基金を使うなという圧力は実際はなかったんでしょうか。これはどうで、そのことをちょっとお願

いします。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 18番、中西議員の再質疑にお答えいたします。

厚生省の圧力ということでございますが、厚生省から特に会議で、そういう圧力を、使うなというような圧力をかけられたとか、文書で、使うなという圧力をかけてきたとかいう事実はございません。以上でございます。

○議長 18番、中西満寿美君、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。ありますか。12番、東芝弘明君。

○東芝議員 通告もしてたんですけど。1つはですね、今までの広域連合の、自分たちが運営してきた会計を自分たちがどういうふうに分分析してきたのかということが問われてると思うんです。

過去2回の保険料改定の際に、財政安定化基金を取り崩す予定を2回ともしておりました。しかし結果として、安定化基金を取り崩さずに会計が運営をされて、しかも決算を打てば余剰金が発生をして繰越を行うと、こういうような会計運営を、今まで後期高齢者の広域連合は行って参りました。広域連合による財政分析が問われているというふうに思うんです。

私は、過去2回の改定の際に行われたのは、県民に対する保険料の設定が高かったもので、決算を打てば剰余金が発生をして、財政安定化基金を取り崩すどころか、繰り越しを行う必要が出てきたと、これが実際の姿だったというふうに思います。保険料の設定は、医療費の給付等と深く関わっています。結局は、医療給付等を過大に見積もった結果、高い保険料を設定してきたということになるのではないかとこのように思います。そこでお尋ねしたいのは、過去2回の改定の際に、財政安定化基金を取り崩す予定だったのに、2回とも、つまりこの4年間、財政安定化基金を取り崩す必要がなかったことを、広域連合は一体どのように分析をして、どのような認識をお持ちなのか、お答えをいただきたいと、これが1点目です。

もう1点は、今回の保険料改定については、医療給付費準備基金18億2,000万円の全額を取り崩して保険料抑制を図るとしています。この基金は、療養給付費と医療費などの支払ったあとの剰余金なので、保険料の剰余金という性格を持っています。この基金の全額を取り崩すのは当然だと思いますが。この基金の取り崩しは、当然だと考えているのかどうか、これは基本点ですので、明瞭にお答えをいただきたいというふう

に思います。

3点目です。中西議員も問いましたが、なぜ財政安定化基金を取り崩さないのかということに関わってなんですが、平成20年度の時に3億1,100万円から出発した基金は、22年度の時には9億6,300万円、それから平成24年度には16億4,600万円になって、さらに平成25年度末には19億9,500万円程度になると、こういう見込みが行われています。だんだん増えてきてるんですよね、3億円あったものが、積み立てられて20億円になってきているということなんです。前回、財政安定化基金については6億5000万円を取り崩したわけです。その時の基金というのは16億円だったですから、残り10億円にして保険料を抑制すると、こういう考え方をお持ちでした。今回ですね、ぜひとも明らかにしていただきたいのは、軽減がかかった後の一人当たりの負担増というのは686円ですから、1つはですね、この686円を抑制するためには、財政安定化基金をいくら取り崩せばこの686円を抑制できるのかということをお答えください。もう1つは、さらに根本的に、一人当たりで負担増にならないための取り崩しについてもお答えをいただきたいと思うんです。所得割率8.28%、それから均等割額43,271円、これに据え置くためには、一体財政安定化基金をいくら取り崩せば据え置くことができるのか、この2点、3番目の問題としてはお答えをいただきたいと。

なぜ、このことをいうかということね、最近、この後期高齢者の保険料が全国的に決まってきました。案が。その中でですね、例えば東京都は、当初、財政安定化基金を取り崩さないで保険料値上げ9,743円を実施する案を出しました。すると、ものすごい批判が出てきて、反発を受けて基金の活用に転じて、4,118円の値下げ幅になるように抑制を図りました。東京都の規模ですから、ものすごく高額な財政安定化基金の活用を行ったという例です。ですから、こういうことは和歌山県の広域連合でも十分可能だということだと思えますよ。全国で、確かに厚生労働省が圧力もかけたっていう事実も日本共産党の広域議員が明らかにして追及もしましたけども、圧力のかかってない和歌山県であればですね、自主的な判断として、東京都のようにこの財政安定化基金を活用してですね、保険料を値上げしないと、2回目の改定の時にやったような態度を貫けるだけの財源は十分にあるというふうに思うんですが、なぜ東京都のような自主的な判断をしないのか、お答えをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

まず1問目、過去2回の改定の際、財政安定化基金を取り崩す予定だったのに、2回とも、つまり4年間、財政安定化基金を取り崩す必要がなかったことを、広域連合ではどのように分析し、どのように認識しているのかということでございます。

後期高齢者医療制度が始まりまして、6年目でございますが、保険料率については、当初の決定と2回の改定がこの間行われました。制度開始当初は、医療給付費等の参考データが乏しい中であつたこともあり、実際には見込みと実績の差異により剰余金、すなわち給付費準備基金が生じた結果、予定しておりました財政安定化基金の取り崩しには至りませんでした。

この剰余金につきましては、次の保険料改定時にすべて投入し、抑制を図ってきたところでございます。今回は、過去の給付を初めとする様々なデータを精査する中で算定をいたしたところでございます。

2問目、「医療給付費準備基金の取崩しは、当然と考えているのかどうか」ということでございますが、給付費準備基金は保険料の剰余金でございますので、次期保険料率の改定には、全額を収入として計上するものと理解をしてございます。

3番目、「一人当たりで負担増にならないための取り崩し額、さらに、所得割率8.28%、均等割額4万3,271円に据え置く場合の取り崩し額」についてでございます。

まず、一人当たりで負担増にならないために必要な取り崩し額につきましては、今回の改定によります増加見込額686円に被保険者平均見込数15万2,000人を乗じまして約1億円、2か年で約2億円と見込まれます。

つづきまして、「所得割率」と「均等割額」を据え置くために必要な取り崩し額につきましては、据え置いた場合の単年度賦課額が約113億円と見込まれます。単年度の財政運営に必要な保険料賦課額が約117億円でありますので、取り崩し額は、この差の約4億円、2か年で約8億円と見込まれます。

4問目、次に「財政安定化基金を取り崩して、保険料を据え置くことは可能ではないのか。また、次回の保険料増加の要因にならないのではないのか」ということについてでございますが、平成22年・23年度の改定時には、この制度の廃止を前提に、政府は「財政安定化基金」を保険料の増加を極力抑制する為、法改正で特例措置を設けました。

平成24年・25年度の改定時においても、依然、制度の先行き不透明な中、改定を

行って参りました。

昨年、国において「制度の存続」が決まった為、今回の保険料率は、過去6年間の給付等のデータを精査し、さらに、中長期的な視点から、財政の健全な運営を行うことを考えて改定いたしました。

なお、平成28年度以降の保険料率の改定時には、増加の抑制に、必要に応じて財政安定化基金を活用したいと考えてございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 1点目についてはね、答えになってないですよ。なぜね、精査したはずの保険料と給付の関係で多大な剰余金が出てきて、そして財政安定化基金を4年間も取り崩す必要が無くなったのかと。今まで広域連合が運営されてきた会計を、自らがどのように分析してるのかということをお聞きしたいんです。その答えにはなってないですよ。前の原議員が、この問題繰り返しこの場で問うたことがあると思うんです。その時にですね、保険料と給付との関係で過大見積もりがあるんじゃないかと、特に給付の関係です予算を、歳出がたくさんいるというふうな計算を行った結果、財政安定化基金も取り崩すという予定にしてたのに、安定化基金を一切取り崩さずに、しかも剰余金が出てくると、こういうことになったのは積算の誤りがあったんじゃないかと、こういう指摘を繰り返し行っておりました。やっぱりこの4年間っていうのはそういう会計運営の分析がどうであったのかっていうのが問われてると思うんです。明確なお答えを、この問題についてはいただきたいと。それで、推計にも関わりますが、今回は非常に様々な精査を行ってですね、剰余金がたくさん生まれるような会計にはなっていないというふうに答弁されたように僕は受け取ったんですが、今年度の、この一般会計と特別会計で組まれる保険料と医療費の給付との関係で、以前のような多大なこの剰余金が生まれていくというような状況にはもう全くないのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

2点目の問いに対する答えはね、これ積極的だと思います。というのは、全国の後期高齢者の基金の活用見てましたら、医療給付費準備金でさえ全額取り崩さないで抑制を図っている広域連合があります。その点で言うたら和歌山県は医療費給付費準備金については全額を取り崩すのは当然という答弁を行いましたから、これは今後も踏襲されるべき基本的な姿勢だというふうに私は理解をいたしました。この姿勢自身が、全国的に見ればまだ積極的だということだと思います。もう一点ですね、3番目の質問については、これで答えが出たんですけども、所得割率8.28%、それから均等割額43,2

71円、これを据え置くために一体いくら財政安定化基金を取り崩せばいいのかという点で言えば、8億円ということだということです。8億円取り崩したとしても12億円近くの基金が残ると、それでは十分に抑制をすることが可能だということだと思いません。前回の時にですね、6億5,000千万円取り崩したときには10億円残るという判断で取り崩してるわけですよ。今回8億円取り崩しても12億円残るという点で言えば、2年前の判断よりも全体としては肩が軽いということではありませんか。そういう点では、この2つの基金を活用して、保険料の抑制を図ると。そのことを通じて次の時の保険料の増額に影響するかといえ、12億円の基金が残ればそういう影響も起こらないということではないかということも思うんです。それでですね、この点でもう一点お尋ねをしたいのは、県が管理しているのが財政安定化基金ですから、県との間のやり取りをご答弁いただきたいと。県に対して本当に広域連合は、今回ですよ、財政安定化基金を取り崩したいということで県に働きかけたのかどうかお答えをください。最後に1点、連合長にお尋ねをいたします。今回の改定を踏まえて保険料を見ると9割軽減、8.5割軽減の方の保険料は抑制されていますけども、1人暮らしの場合、年金が160万を超えて170万円になると9,300円の保険料が29,600円になります。軽減が拡充されたとしても、この負担は非常に重い。それから軽減のかからない220万円の年金の場合は保険料が一気に10万2,000円になります。お年寄りに保険料の負担を強いるこの制度、2年に一度保険料の改定を行い、負担を増大させる仕組みをもったこの制度について、一体どう考えているのかお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長 事務局次長、橋本勝志君。

〔事務局次長 橋本勝志君 登壇〕

○事務局次長 東芝議員の再質疑に対しまして、お答えを申し上げます。

広域連合が、剰余金について、または推計について、どのような分析をしているのかという問いだと思えますけども、先ほど高橋の方からもご説明したように、制度が始まって22年度の改定と24年度の改定がございました。その間、政権の交代の中、制度の廃止を前提で、この安定化基金または剰余金について、国の方から通知がございました。その内容を見ますと、剰余金。給付費剰余金は、広域連合におきましても保険料の剰余金でありますので、全額今までも投入して、保険料の収入として算定をしておりました。一番大きいのは、財政安定化基金です。これは平成22年度に、国が法改正によって、保険料の抑制に使いなさいと、ということで、22年度、24年度のところで、

広域連合におきましても、制度の非常に不透明な中、そういう形の取り組み、取扱いをしました。昨年の閣議で制度の存続が決定されました。その中で、今回の26・27の年度の保険料改定において、我々広域連合としては、財政運営を預かっている以上、中長期的な観点から運営をしていく必要があると。また、団塊の世代が10年後にあります。この時に大きなピークを迎えるんだらうなと思っております。広域連合としましては、10年ぐらいの推移で、保険料の改定の推計をしてございます。財政安定化基金については、今回保険料の剰余金を約18億円投入して計算をしております。28・29年度の保険料改定においても、医療費が伸びる中、やはり最低18億円が必要だろうというふうに考えてございます。そういう中で推移をみましたら、28・29年度の、18億円を投入した場合の基金の残高が、次の30・31年度ではもう8億円しか残らないという状況の中で、やはり非常に財政運営としては厳しい状態があるというふうに分析をしております。以上です。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質疑にお答えします。

先ほど再質疑していただいた中に、現在までの財政分析についてのご質疑があったかと思うんですが、先ほど橋本次長の方からご説明させていただいたように、制度の先行きが不透明な中である程度その抱えてる資金を全額投入して保険料抑制に、という考え方があったということですが、その中で医療費等の実際の実態はそれ以上にかからなかったということで剰余金が生じたという現実がございます。

今回の保険料算定において、剰余金が発生しないように保険料を算定したのかというご質疑につきましては、全く剰余金を生じないような算定っていうのはちょっと不可能に近いことでございます。ただ、リスクを、もし予測しないリスクというものがあった場合のことにも備えておかなければなりませんので、そのことも含みながらの、リスクと申しましても、急なリスクもあります。例えば伝染系のものが大量発生したとか、そういうことも考えながら、剰余金であるものを投入した中での、それも含めた保険料率の算定になってございます。

次に、基金の取り崩しについて、県、国とどのようなやりとりがあったのかと、基金取り崩しについて厚生省の圧力に屈しているのではないかと、先ほどからのご質問ですか。財政安定化基金の取り崩しについては、まず、国からは、基金を取り崩す場合は県と協議することという旨の通知を受けております。次に、県との協議でございますが、今回

の改定では、保険料率抑制を図るため、給付費準備金、剰余金を全額投入により対応する旨をお話しして、それに基づく協議をして、ご了解をいただいております。以上でございます。

○議長 連合長、中芝正幸君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○広域連合長 12番議員、東芝議員の再質疑にお答えをいたします。

本格的な高齢社会を迎える我が国において、75歳以上の高齢者の方々の医療を支えるこの制度は、法が発足して以来、様々な議論、検討を経て現在に至っております。

保険者である私どもにおいても現在まで、被保険者の方々の負担を出来る限り軽減し、サービスの充実を図るため、保険者業務を充実させるとともに、様々な機会を通じて、国に対して「保険料軽減措置」について、安定化を図るため、恒久的な制度として、財源においても全額国費とすること。また、「健康診査事業」に係る国庫補助基準額の引き上げ等、制度充実の要望をして参りました。

本制度は、昨年の閣議決定において存続が決まりましたが、今後も保険者として健全な運営に努めてまいります。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 若干僕の質問に対してお答えはいただけたと。つまり今回の会計の組み方も、リスクを含めて予算を組んでるということですよ。このリスクを含めて予算を組んできた結果ですね、この4年間、考え方としては財政安定化基金を取り崩すという予定だったけれども、取り崩さなくてもよくて、しかも剰余金もたくさん生まれたと、こういう会計を広域連合は組んできたということですよ。これが事実です。ですから、今回、この予算の組み方を踏襲しているのであれば、例えばですね、8億円、計算上は財政安定化基金を取り崩して、保険料を抑えるということをしたとしても、実際は財政安定化基金をこれだけ取り崩さなくても、保険料の抑制をして会計を維持できると、この可能性っていうのが今もあるということだと思います。一番根本的に問われてるのは、被保険者の生活実態を広域連合がどう見てるかということだと思うんですよ。保険料の抑制をするかどうかっていうのはここにかかっていると思うんです。ですから、私は先ほど敢えて連合長に被保険者の生活実態との関係でこの制度をどう思うのかということをお聞きしました。それで、事務者に最後にお尋ねをしたいんですけども、保険料上げる度に滞納者が増えて、そして医療を受けるのにも困っているような実態が広がるというのは、和歌山県内ですね、被保険者の所得の状況から言っても歴然としていると思う

んですよ。4人に1人が年金80万円以下でしょう。この年金80万円以下というのは少ないように思いますけども、国民年金受給者であれば80万円以下ですよ、満額もらったとしても。そういう状況の下に置かれている県民が圧倒的に多いという中で、保険料上げのことをどう考えてるのかと。財政安定化基金があれば保険料抑制できるという見通しも立つのに、一体あなた方は被保険者の生活実態をどう見ているのかと。ここがやっぱり一番問われてると思うんです。その点について、被保険者の生活実態をどのように認識されているのか、最後にお答えください。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、再々質疑にお答えします。

その前に、先ほどのリスクの考え方ですが、元々予想していた以上にあつた場合には財政調整基金を先に使って、ということで、それをも踏まえながらの保険料率計算でございますので、はじめから保険料率を計算する際に財政安定化基金を無視してですね、保険料を算定しているわけではございません。その点だけお間違えの無いようにお願いします。それと、保険料率を、4人に1人が80万円以下の所得者という和歌山県の現状の中で、というのは、おっしゃっていただいたこと、保険料の算定に当たってはもちろん和歌山県の所得状況というのは基礎データとしてございますし、それも考えながらの保険料率算定でございます。それを含んでも、将来的な見込み、それをも加味して保険料率を考えた場合に、今回お示ししたような保険料率の引き上げをすることによって、先に対する先行き、要は広域連合の財政運営に対する先行きの見込みと合わせて現在の保険料率の上程に至ったわけでございますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい、ただいま東芝議員の質問に色々ご答弁されましたが、その中で、長期間の見通しの中で、大幅な保険料の値上がりを予防するための今年度の値上げやということでしたが、しかし今、高齢者が置かれている現状というのを少し、把握をされてるということでしたけれども、述べていきたいと思ひます。1つは、去年10

月、年金支給額が減らされました。また今年そして来年と、合計2.5%、今年の年金引き下げ額少し減ったようではすけども、とにかく年金の支給額はどんどん減っていくわけです。一方、もう4月から消費税8%っていうのが、もう言われております。そしてその前にすでに、いわゆるアベノミクスの円安で、小麦粉やらマヨネーズやら食用油やら、食料品ですね、それから、今、灯油が必要ですが灯油やガソリンや、あるいは電気代や、こんなものがどんどん上がっているわけです。これにさらに消費税が増税になったらどうなるんやろうと、非常に心配をしております。それから来年度には介護保険料の見直しがあります。美浜町は今5,720円ですけれども、標準が。これはもう6,000円を大きく超えるんじゃないかと言われております。こうした介護保険料、そしてこの後期高齢者保険料ですね、ほぼ大体年金から天引きをされる。その年金が減らされる、物価は上がっていくと、これが今高齢者が置かれている現状ではないでしょうか。将来見て、今この値上げをやっておくというようなお話でございましたが、しかし今、本当に高齢者の生活っていうのは、4分の1が80万円以下ということですから、少ない年金減らされて大変な暮らしを追い込まれている。その時に、さきほどの東芝議員の質問に、据え置いたら8億円安定化基金から投入したらええということでもございましたので、ぜひこの8億円を投入して、据え置きというか、この値上げを止めてもらえんかなということを思います。2010年ですか、2億1,500万、それから2012年には6億5,000万を安定化基金から投入するということでしたが、基金の状況見てみますと、いずれも取り崩し額は0になっておりますので、東芝議員が言われるように、これを投入しても残ってくるという、そう見通しもあるかもわかりませんので、高齢者の実情、生活を鑑みて、ぜひ据え置き、これを、ということでこの条例案に反対をいたします。

○議長　ほかに討論はありませんか。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員　私も、議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。後期高齢者医療制度は平成20年に始まり、今年度で3回目の保険料改定を迎えました。和歌山県広域連合は、今回の条例改定で保険料一人当たり1,556円値上げしようとしています。このような保険料値上げを認めていいのかどうか、この問題が根本的に問われています。なぜ、保険料値上げなのでしょう。後期高齢者医療制度は75歳以上の被保険者を中心に被保険者が増加し、かつ医療費が増大するにしたがって保険料負担が増大するという仕組み

を持っています。高齢者人口は2025年まで、つまりあと11年間増え続けると推計されています。高齢者人口が増え、医療費が増大する度に保険料が増大する仕組みを続ける後期高齢者医療制度は根本的な矛盾を持っていると言わざるを得ません。私たちは市町村で住民と向き合っています。被保険者である75歳以上の高齢者のほとんどの方々は年金から保険料が天引きされています。この仕組みによって矛盾が見えにくくなっていますが、滞納者が発生している普通徴収の被保険者の所では、深刻な矛盾があらわになっています。町職員が訪問をし、滞納の話をして一人暮らしの方になかなか話が通じない。そもそも後期高齢者医療制度の仕組みが相手に伝わらないという現実があります。また、滞納者の方々の中には、保険料負担が無理だと思われる例があると報告されています。普通徴収の中には、年金収入が少ないがために、介護保険料と後期高齢者医療制度の天引きを同時に課すことのできない人々もいます。所得の低い、社会的に弱い立場の人々にとって保険料を課せるこの制度は許しがたい制度になっているのではないのでしょうか。以前の制度では、高齢者になると本人の負担が無くなり、医療費も無料になる方が多数存在しました。これは苦勞してきた高齢者を国と都道府県、市町村を含む社会全体で支えるという考え方に立ったものでした。この考え方は先進国共通のもので、75歳以上の高齢者を区分して、保険料を課している後期高齢者医療制度は世界に例のない特別の制度になっていることを、議員も後期高齢者医療制度に関わっている職員も忘れてはならないと思います。後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者を社会全体で支える仕組みに戻すことは、日本社会の根本的な在り方を問う問題であり、社会全体が高齢化問題をどう見据え、どう理解するかという問題ではないのでしょうか。ここには時間がたって制度が定着したからという理由で慣れてしまっただけではない問題が横たわっているのではないのでしょうか。もう一つ重要なのは、この制度の運営を前提にしても、今回の値上げを容認できないということです。和歌山県広域連合は過去2回、剰余金と財政安定化基金を取り崩して、保険料抑制への努力を行ってきました。しかし今回は、準備基金の全額は取り崩すが、財政安定化基金を取り崩すという方針はとりませんでした。なぜ過去2回と違う態度をとったのでしょうか。財政安定化基金を8億円取り崩せば保険料の値上げを抑えることは可能であり、しかも今回の取り崩しが次の値上げの要因になるというのも考えにくい状況ではないのでしょうか。東京都は財政安定化基金を取り崩し、保険料の抑制を図る見込みですが、和歌山県広域連合も自主性を発揮し、財政安定化基金を活用すべきではないのでしょうか。全国の保険料の状況をみると和歌山県の後期高齢者医療制度の保険料は全国で35位程度であり、保険料を抑制する努

力がなされています。あとひと踏ん張りすれば保険料を据え置くことは可能です。保険料を値上げしないために英断が必要だということを強く訴えます。和歌山県広域連合は30市町村によって結成されている連合体です。連合体の場合は、どうしてももたれあいが生じ、自治体としての意思を決定しにくい傾向にあります。こういう特徴をもつ広域連合が意思を決定する際に、極めて重要な役割を果たすのは議会だと思います。市町村の地方自治体よりも、議会の果たすべき役割が大きいのが広域連合の議会だと言わなければなりません。私たち31人の地方議員は、各自治体の住民の代表としてこの議会に参加しています。議員が住民の代表としての現状を把握するとともに、状況を判断し意思を示せば和歌山県広域連合の方針は変わります。このことをぜひ深く考えていただきたいと思います。保険料の据え置きは十分可能であり、据え置くことが高齢者の暮らしを守る力になります。この条例をいったん否決し、もう一度議会を開催し保険料据え置きと軽減制度を拡充する条例案を再提出すべきだということを訴えて反対討論いたします。

○議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長　賛成多数、起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

会議中ではありますが、3時45分まで休憩いたします。

〔午後3時35分休憩〕

〔午後3時45分再開〕

○議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　質疑なしと認めます。

これにより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第5号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 2点お尋ねいたします。

まずは31ページですが、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に関してですが、この9割軽減と8割軽減の制度があることによって、辛うじて後期高齢者医療制度というのは成り立っていると、被保険者との関係で成り立っているというふうに理解していますが、広域連合は同じ考えでしょうか。

2つ目が、ページ、35ページです。嘱託職員の報酬として384万円の予算が組まれてます。これは針灸あんまなどの不正請求をなくすために、広域連合でチェックを行うというものですが、昨年度の実績をご紹介ください。以上です。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の「後期高齢者医療制度は、円滑運営臨時特例交付金があるので、辛うじて制度を維持できていると考えるがどうか」についてでございます。

円滑運営臨時特例交付金は、主に、制度開始後に政府が追加した低所得者及び元被扶養者に係る特例軽減措置に対する交付金であり、広域連合はそれを財源として特例軽減措置を実施している状況でございます。したがって、この交付金がなくなれば、広域連合といたしましても特例軽減制度を廃止せざるを得なくなり、結果的に一人当たりの保険料の上昇につながるものと考えてございます。

次に、「はり灸、あん摩等の不正請求のチェックの昨年度の実績」についてでございますが、平成23年度から、療養費適正化の取り組みを行っております。平成24年度

の、療養費返還請求額は、約1億1,973万円でありました。また、はり灸・あんま等の支払額は、対前年度で約1億7,056万円減少し、柔道整復では約8,611万円減少した結果、療養費で約2億5,667万円の削減効果がありました。

今後とも、本広域連合は、保険者としての機能を強化して、医療費等の適正化業務に、努めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 2点目はわかりました。削減効果ありということですね。

1点目ですけども、この9割軽減と8.5割軽減があるので制度全体が維持できているのではないかということなんですが、これぐらいは率直にお答えをいただいてもよろしいのではないのでしょうか。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 円滑運営臨時特例交付金があるので、辛うじて制度維持できていると考えられるかどうかというご質疑に対する、再質疑に対する答弁でございます。

特例軽減措置について、安定化を図る観点から、やっぱりこれは、広域連合としてもぜひとも必要な制度であると考えておりますので、国に対して、この制度について恒久的な制度となるように、かねてから要望しているところでございまして、今後も引き続き国へ要望して参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第6号「平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別

会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 3点お尋ねいたします。61ページです。毎年1億円以上拠出をして積み立てられてきた財政安定化基金に、関係の予算が、平成26年度は、5,626万2,000円、前年度との差が6,001万7,000円少なくなっています。今回、この基金の積み立てがどうして縮小しているのか、お答えください。

62ページです。健康診査委託料1億7,243万9,000円についてですが、本人の自己負担600円を広域連合が負担する場合、あとどれだけの予算措置が必要なのか、実績をお示しいただいて、ご答弁ください。それから、集団検診を各市町村で行う場合、どのような課題を解決しなければならないのか、お答えください。

同じく62ページの肺炎球菌ワクチン接種補助金1,000万2,000円ですが、実現した制度の内容についてご説明ください。それから、積算の基礎についてもお答えいただきたいのと、自己負担なしに行うためには、どれだけの予算が必要になるのか、お答えをいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

[事務局長 高橋久晴君 登壇]

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目「財政調整基金への積立がどうして少なくなっているのか」についてでございますが、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第2項の規定に基づきまして、厚生労働大臣が定める平成26年度及び27年度における財政安定化基金の標準拠出率が、1万分の9から10万分の44と定まりましたので、それに伴う予算計上でございます。

2点目の「健康診査委託料について、本人の自己負担額600円を広域連合が負担する場合、あとどれだけの予算措置が必要なのか」につきましては、「実績を」ということでございますので、平成24年度実績から申し上げますと、7,255人で435万3,000円でございます。

また、平成26年度予算における受診見込み分では、約1,200万円となります。

次に、「集団健診を行う場合、どのような課題があるのか」についてでございますが、現在、本県の後期高齢者健康診査は、すべて本広域連合が直接県医師会に委託し、県内全域において、費用も含め同一の条件で実施しております。

集団健診の場合、各地域ごとに実施することとなるため、費用設定や支払方法、実施内容の調整などが課題となります。手法といたしましては、各市町村の国民健康保険における特定健診との同時実施が効率的であることから、広域連合による実施ではなく、市町村への委託が望ましいものかと考えております。

市町村における事務負担も課題となりますが、受診率向上のため、今後とも研究してまいりたいと考えています。

3点目の「肺炎球菌ワクチン接種補助について、実現した制度の内容」についてでございますが、この事業は、被保険者への肺炎球菌ワクチン接種に助成を行う市町村に対し、本広域連合から補助金を交付するものです。

積算の基礎は、成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用が、1人当たり6千円から8千円程度であることから、おおむね2分の1の3千円を基準単価とし、これに接種者数を乗じた金額を、市町村の助成総額の2分の1を上限に、予算の範囲内で補助するものです。

次に、「自己負担なしに行うためには、どれだけの予算が必要になるのか」ということでございますが、広域連合は市町村に対する補助事業として実施するため、「肺炎球菌ワクチン接種事業」自体は、市町村が事業主体となることから、自己負担については実施市町村が独自に定めることとなります。

1人当たりの接種費用を7千円とした場合、接種者数を乗じれば総費用額となりますが、仮に、本事業予算における平成26年度見込み人数を乗じた場合、総額でおよそ2,300万円となります。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 この1点目ですが、厚労省が1万分の9から10万分の44に比率を下げたということが結局この基金の拠出の額を縮小していつてると。結局そこから見えてくるのはですね、この財政安定化基金を通じて、国が、この基金にたくさんお金が積まれてる広域連合も多いと思うんですが、コントロールを図ろうとしているということではないんですか。この使い方についても意見を言い、次の保険料の値上げにつながらないように使うことを抑制せよというような文書も出して、しかも今年予算から積立額を減らしていくと、まさに国によって後期高齢者医療制度を長く存続させるために、あまり会計をたくさん持たないように、抑制もかけながらコントロールしようとしていると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

2つ目の、集団健診に切り替えるためには、県の医師会に対する委託から市町村委託に替える必要があるということも言われました。この点については、私もまだ不勉強な

ところがありますから、どういうふうなことをすれば、集団健診が実現するのか、ちょっと市町村の話も聞きながらさらに研究したいなというふうに思います。600円の自己負担をなくすためには1,200万円さらに予算がいるということも理解いたしました。この肺炎球菌ワクチンの接種については、私が一般質問させていただいて、それがこういう形で実現したと、少しは私も力になったというふうに思ってるんですが、最後にこの点についてお尋ねをしたいのは、6,000円から8,000円という費用が掛かるということがわかっている中で、例えば7,000円という設定にしなかったのはなぜなのか、お答えください。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質疑にお答えいたします。

拠出率を下げたことについて、国はコントロールしているのではないかというご質疑の内容でございました。後期高齢者医療制度自体は、全国的に各都道府県ごとに展開している制度であることはもう当然のことなんですが、根本となる法に基づいて制度運用するために広域連合という自治体を形成して事務を執行しているわけでございます。厚生労働省の考え方がそうであるということを知られた場合に、それに応じた計算をしていくのは当然のことでございます。ただ、保険料を将来的にも抑制するためにですね、安定化基金の使い方等に関しては、今後開催される広域連合の連合長会議であるとか、協議会の会議の中でも、当然国への要望として伝えていくことになると思います。それと、6,000円から8,000円の間でということと6,000円を計算基礎にしたが7,000円にできなかったのかというご質疑でございますが、6,000円の設定をしたところがかかり多いということと6,000円寄りで計算させていただいたということになってございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 1つだけお尋ねします。ぜひともね、和歌山県の広域連合として、厚生労働省に対して、この財政安定化基金については10万分の44ではなしに1万分の9ということに戻していただきたいという意見はぜひとも強く上げていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 事務局長、高橋久晴君。

〔事務局長 高橋久晴君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再々質疑にお答えします。

お申し出の、ご質問の内容はお聞きいたしますが、要望にあたっては、議会の中での要望事項と、それと事務側の会議等とかの中で伝えていくものでございまして、その内容をそのままお伝えすることができるかどうかというのは定かではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 平成26年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に対する反対討論を行います。一般会計と特別会計は後期高齢者医療制度の一連の会計です。この2つの会計に反対する反対討論を後期高齢者医療制度の本体をなす特別会計のところで行うものです。今回の一般会計と特別会計は一人当たり1,556円の値上げ、所得割率で0.27%増、均等割額で1,459円増となる保険料の値上げを含んでいます。今回、和歌山県広域連合は保険料を据え置ける状況にあったにもかかわらず、財政安定化基金を取り崩さず、保険料を値上げしてしまいました。これは、過去2回の保険料改定の時の考え方からの明らかな後退です。和歌山県の後期高齢者医療制度の保険料を据え置くことは可能であり、据え置くことは高齢者の願いに応えるものです。なお、今年度からみなべ町と上富田町に対する不均一にしていた保険料の軽減措置が無くなります。しかしこの2町は、医療費を低く抑えてきた実績を踏まえて、保険料を低く抑えていたということであり、状況は今も維持されているということですから、一本化すべきでないということです。今回、肺炎球菌ワクチンの予防接種が制度化されました。これは、昨年提案した一般質問に答えていただいたものです。健康診査についても、制度の改善が行われ、すべての被保険者が健康診査を受けやすくなりました。これらは、積極的に提案したものが実ったものだと思っています。私は、自分が活動している自治体でも、広域連合でもその他の一部事務組合でも、積極的な提案を行って、制度の改善や施策の発展を求めて参りました。議員が真摯に積極的に発言を行えば、行政はまじめに真剣に答えてくれるものです。議会の度に、住民のための施策が発展するよう、積極的なやり取りが行われることを願って反対討論といたします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14号、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第15号、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」質疑・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他

整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案諸案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。

議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力を深く感謝申し上げます。

寒さ厳しき折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛をいただき、ご健勝で、広域連合の発展のため、ご精進くださらんことを御願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○議長　広域連合長、中芝正幸君。

〔連合長　中芝正幸君　登壇〕

○広域連合長　定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

長時間本当にご苦労さんでございました。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただき、提出諸議案について、いずれも御賛同をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、構成市町村と相互に連携を図り、医療費等の適正化、保健事業の充実強化についても積極的に取り組んでまいります。今後も後期高齢者医療制度の保険者として、国の動向を見据えながら、構成市町村との連携強化を図る中で、より良い運営ができるよう努めてまいる所存でございます。議員の皆さんにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長　これにて平成26年2月10日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後4時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 福 田 讓

署 名 委 員 榎 本 喜 之

署 名 委 員 堀 口 晴 生